

倫理規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人青森県サッカー協会（以下、「本協会」という。）の組織運営、諸事業の推進等に関わる全ての関係者が、本協会の目的、事業運営の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、以て本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規則の対象となる者（以下、「役職員、登録者等」という。）は、次の団体及び個人とする。

- (1) 本協会の役職員等（理事、監事、特任理事、顧問、参与、司法機関委員、専門委員会委員、職員）
- (2) 本協会に加盟する市町村協会
- (3) 本協会に登録するチーム
- (4) 本協会に登録する以下の個人
 - ア 選手
 - イ 指導者（監督、コーチ、その他選手の指導に関わる者）
 - ウ 審判員
 - エ 審判指導者
 - オ 加盟団体の代表者
 - カ 加盟団体の役職員その他の関係者

(基本的責務)

第3条 役職員、登録者等は定款第3条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係規程等を厳格に遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

(遵守事項)

第4条 役職員、登録者等は、以下の事項を遵守して行動する。

- (1) 暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用等の行為を行ってはならない。
- (2) 個人の名譽を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- (3) 日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋・強要をしてはならない。
- (4) 補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
- (5) 自らの社会的立場を認識して、つねに自らを厳しく律し、本協会の信頼を確保するような責任ある行動を取らなければならない。
- (6) 社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。
- (7) 具体的内容については、公益財団法人日本サッカー協会が定めた「倫理規範」に

基づくものとする。

(倫理委員会)

第5条 本規則の実効性を確保するため、本協会に倫理委員会を設置する。

2 倫理委員会の組織運営に関する事項については、規律・裁定委員会、総務委員会及びウェルフェアオフィサー（ジェネラル）がこの任務を兼ねるものとする。

(違反による処分等)

第6条 役職員、登録者等が、本規則に違反する行為を行ったおそれがあるときは、倫理委員会は直ちに調査を開始し、その結果、当該役職員、登録者等に本規則に違反する行為があったと認められる場合は、以下の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。

(1) 役員の解任については、会長が倫理委員会の意見を聴取したうえ、定款24条に基づき取り扱うものとする。

(2) 司法機関委員の解任については、会長が倫理委員会の意見を聴取したうえ、総会の決議とする。

(3) 役職員、登録者等の処分については、規律・裁定委員会の決議とする。

ただし、重大な事案については理事会の決議とする。

(その他)

第7条 本規則の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

(改正)

第8条 この規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

附則

1 この規則は、令和元年6月9日から施行する。

2 この規則の改正は、令和4年3月19日から施行する。(1条、2条)